

厚生だより

2022

11

編集・発行／(一財)広島市職員互助会・広島市職員共済組合
広島市企画総務局人事部福利課

令和4年(2022年)11月1日号



(広島市農林水産振興センター 写真提供)

お知らせします

- ④ 特約店のお知らせ
- ⑤ 積立年金保険制度 退職時の取扱い
- ⑥ 職員互助会グループ保険・総合医療保険還付金(配当金)のお知らせ
- ⑦ 遺族厚生年金
- ⑧ 職員共済組合で貸付を行っています
- ⑨ 貸付金交付後の事後手続
- ⑩ 年末調整のための「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の送付
- ⑩ 職員共済組合組合会議員の改選について

えらべる倶楽部からのお知らせ

- ①～③ 令和5年度から「えらべる倶楽部」を「ベネフィット・ステーション」に移行します
- ④ 会員専用サイト新規ログインキャンペーン!

健康・相談

- ⑪ 職員定期健康診断個人票の提出をお願いします
- ⑪ 定期健康診断の再検査を受けましょう
- ⑫ 公費負担医療費受給者証の写しを提出してください!
- ⑫ ニコニコ(2525) 過ごそう!
毎月25日はメンタルヘルス推進日^^
- ⑭ 笑顔でヘルシーダイヤル等

令和 5 年度から

「えらべる倶楽部」を
「ベネフィット・ステーション」に移行します

一層のサービス向上のため、現在、ご利用いただいている会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」は令和 5 年 3 月 31 日をもって終了し、**4 月 1 日からは「ベネフィット・ステーション」**によるサービスの提供に移行させていただきます。

「ベネフィット・ステーション」は、「えらべる倶楽部」と同規模以上のサービスメニューを取り揃えている会員専用サイトで、旅行・レジャー・ショッピングをはじめ、育児・健康・介護・自己啓発に至るまで、より幅広いカテゴリでのサービスがご利用いただけます。



また、利用に応じて会員限定ポイントの「ベネポ」が付与され、貯めて使うことはもとより、楽天ポイントや nanaco ポイント、WAON ポイントなど、さまざまなポイントへの交換が可能となります。

広島市独自メニューの「健康増進・リフレッシュ補助券」や「映画館入場補助券」、宿泊補助なども継続します。

引き続き、魅力あるサービスの提供・充実に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。



【サービスの移行について】

「健康増進・リフレッシュ補助券」や「映画館入場補助券」、宿泊補助など、現行サービスの大部分は継続しますが、ご利用方法や内容に一部変更が生じます。

移行に伴う変更点などにつきましては、「厚生だより」や「庁内 LAN」、利用ガイドなどで、順次、ご案内させていただきます。

ベネフィット・ステーションとは？

みなさまと、その家族を応援する福利厚生サービスです。

オフタイムを楽しく過ごすためのレジャー・旅行・グルメ・ショッピングや、日々の生活でいざというときに役立つ育児・健康・介護・自己啓発まで、幅広いカテゴリで、140万件以上の便利で快適なサービスを取り揃えています。

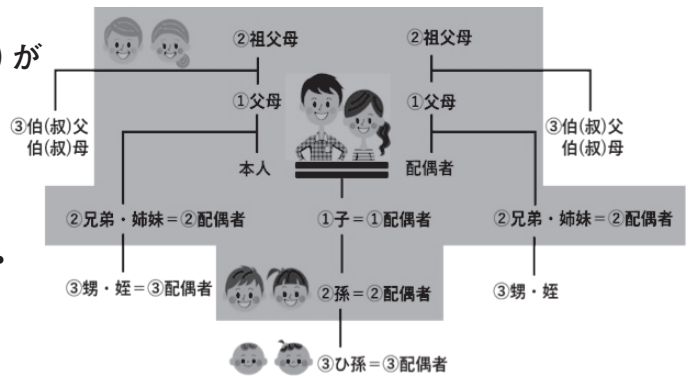


ベネフィット・ステーションは、家族みんなで使えます！

会員様ご本人と配偶者を始め、それぞれの二親等以内のご親族（ご両親、お子様など）がサービスの会員特典を受けられます。

**家族で使うとこんなに便利！
いつでも自由に特典が受けられる！**

.....
会員ご本人様がいらっしゃらなくても、会員のアカウントさえあれば、お買い物や育児など、自由に特典を受けていただけます。
※一部、会員ご本人様しかご利用できないメニューがございます。



貯めて使える便利なポイント「ベネポ」

**100ベネポ=100円から
約27,000以上のメニューに使えます！**

ベネポを使いたい場合

お好きなサービスに充当！



ベネポを交換したい場合

様々なポイントに交換が可能！



ベネフィット・ステーションご利用方法

ベネフィット・ステーションでは様々なご利用方法でご案内しております。
各サービスの詳細ページにご利用方法のご案内を掲載しております。

**現地で
会員証を
見せるだけ**



※事前にご予約、お申し込みが必要な場合がございます。



**現地で
クーポンを
見せるだけ**

スマホクーポン OR PCで出力




クーポン持参

※特に注意書きがない場合は、全てのメニューでスマホクーポンがお使いいただけます。

**電話やWebで
申込み!**

直接申込み

お店に直接連絡!

※ご連絡の際は、ベネフィット・ステーション会員である旨お伝えください。




**近くの
コンビニで
発券!**

コンビニ発券

店頭で端末で簡単操作

※ログインIDは、会員証に記載の15桁のもののみご利用いただけます。
※ご利用方法で、デジタルチケット・コードとコンビニ発券の両方があるメニューについて、コンビニ発券プランをご利用いただいた場合、発券手数料(100円/1枚)を頂戴いたします。




**会員専用サイト
から申込み!**

会員専用サイト

PC/スマホで完結!

※6桁のメニューNo.を入力の上、案内に従ってご利用ください。
※一部のメニューは、カスタマーセンターでも承っております。



**手軽に
使える!**

コード

お申込み

→ メールでコードを受信
→ PC/スマホで利用

※当社にて入金を確認後、5分程度でメールアドレスにコードをお届けいたします。

**カスタマー
センターに
電話で申込み!**

カスタマーセンター

カスタマーセンターにお申し込みの上、ご利用・お支払いください。(TELのみ)

※おかけ間違いのないよう、お願いいたします。
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※キャンセル規定や宿泊税等の現地支払いに関しては、会員専用サイトでご確認ください。

ゼロ はっぴゃくの フィック to フィック

TEL. 0800-9192-919

フリーコールサービス

受付時間▶10:00~18:00

**スマホの
画面を提示!**


デジタルチケット

※当社にて入金を確認後、5分程度でメールアドレスにチケットURLをお届けいたします。

スマホで利用

※フィーチャーフォン、PC、タブレットではご利用できません。

メールでチケットURLを受信



※現在、ログインはできませんが閲覧は可能です。

会員専用サイト

ベネフィットステーション

検索

【PC】<https://bs.benefit-one.co.jp>

【スマートフォン】<https://bnft.jp>



会員専用サイト新規ログインキャンペーン!

初めて会員専用サイトにログインしていただいた方へ、えらべる倶楽部より感謝を込めてプレゼントキャンペーンを実施します。新しく会員になられた方やまだログインしたことのない会員の皆様、この機会にパスワードを登録してえらべる倶楽部を活用してみませんか!

対象期間

令和4年11月1日～12月31日



プレゼント商品

商品券5,000円分を30名様にプレゼント!!

プレゼントは抽選になります。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。あらかじめご了承ください。



応募方法

パソコン、スマートフォンから、「えらべる倶楽部」会員専用サイトにログインしていただくだけで応募は完了します。



ログイン方法

会員専用サイトのログイン方法については、利用ガイド5ページを参照していただき、手順をお願いいたします。新規ログインに必要な仮パスワードは利用ガイド4ページを参照ください。

特約店のお知らせ

互助会

☎内81-2356
☎504-2063

下記の特約店に変更がありましたので、お知らせします。

【書籍部門】	(株) 廣文館		
名称	住所	電話番号	
旧 緑井天満屋店	広島市安佐南区緑井 5-22-1 3階	082-876-5302	
新 フジグラン緑井店	広島市安佐南区緑井 1-5-2 1階	082-831-1160	

退職時における積立年金保険制度の取扱いは以下のとおりの流れとなります。

10月下旬

●退職者福利厚生制度説明会 (Web開催)

今後の手続きに関する概要について、「退職される皆さんへ」の冊子に掲載し、配付しています。

12月上旬頃

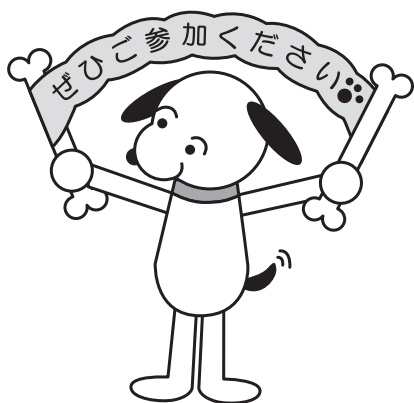
●個別相談会日程の通知と予約の開始

希望の日時を伺いまして、日程調整の上、予約時間を折り返し連絡(1月中旬頃)します。

1月下旬～2月上旬を予定

●個別相談会の開催

個別相談会によるコンサルティングを行います。
相談時間として一人につき1時間を割り当てしています。
(場所：鷹野橋職員会館)



その場でお手続きすることも可能です。

一旦お持ち帰りになり、検討いただいた上で後日お手続きすることも可能です。

3月上旬

●手続きの完了

ご退職前に手続きが完了しますので安心です。

※他の保険については、退職者福利厚生制度説明会で配付した「退職される皆さんへ」の冊子に退職時の取扱いについて掲載してありますので、ご覧ください。

職員互助会グループ保険・総合医療保険 還付金(配当金)のお知らせ

互助会

☎ 81-2353・2358
☎ 504-2063



令和3年度(保険期間:令和3年8月1日~令和4年7月31日)の配当金は、令和4年10月20日(木)に個人口座にお振込みいたしました。

職員互助会グループ保険・総合医療保険は、毎年8月1日から翌年7月31日の1年間で商品別に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。*1 *4

お支払いの実績

*2

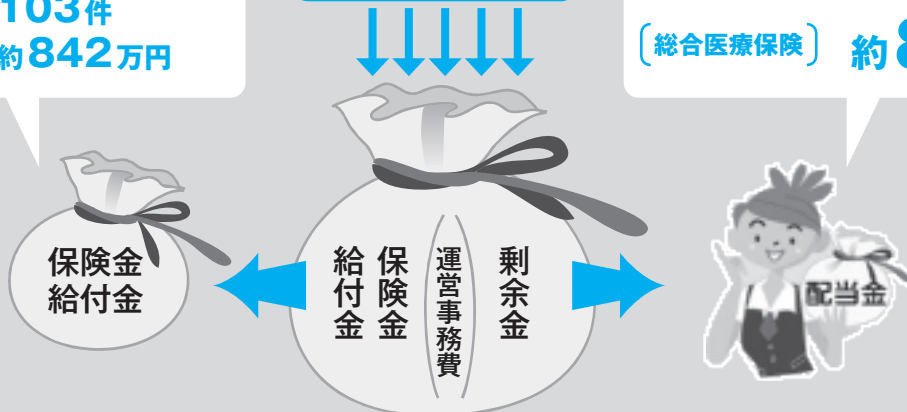
保険期間(1年間)
令和3年8月1日~令和4年7月31日

【職員互助会
グループ保険】 **10件**
約**2,124万円**

【総合医療保険】 **103件**
約**842万円**

団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料です。

1年間に集まった
保険料



配当還元率

*3

【年間払込保険料に対する配当金の割合】

保険期間(1年間)
令和3年8月1日~令和4年7月31日

【職員互助会
グループ保険】 約**25.5%**

【総合医療保険】 約**8.3%**

- *1 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- *2 記載の保険期間の制度に基づくものであり、現在の制度と異なる場合があります。
- *3 記載の保険期間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
- *4 同時募集の3大疾病保険は、配当金の取扱いはありません。

職員互助会グループ保険・総合医療保険に関する専用のメールアドレスをご用意しました。

『ちょっと聞いてみたいけど、誰に聞いたら良いか分からない』

ご不明な点はお気軽にEメールでお問合せください。専任の担当者をご相談にお応えします。

【✉️ 専用メールアドレス】 nissay-hiroshimaRM@nissay.co.jp

※事務幹事会社(日本生命保険相互会社)の互助会制度専用メールアドレスです。

1 遺族厚生年金の支給要件について

遺族厚生年金は、組合員（被保険者）または組合員（被保険者）であった方が、次の①～④のいずれかに該当して死亡した場合、その方によって生計を維持していた遺族に支給されます。

なお、遺族厚生年金の支給を受ける方が子のある配偶者または子の場合には、原則として遺族基礎年金も支給されます。

【短期要件】

- ① 組合員（被保険者）が在職中に死亡したとき
- ② 組合員（被保険者）であった方が退職後に、組合員（被保険者）であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 障害厚生（共済）年金または障害年金の受給権者（障害等級が1級または2級である場合に限り。）が死亡したとき

※ ただし、①及び②の場合、死亡したものについて保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が国民年金加入期間（注）の3分の2以上ある必要があります。

（注）国民年金、厚生年金保険に加入している期間のうち、保険料納付期間（保険料免除期間を含む。）

【長期要件】

- ④ 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者またはその受給資格期間を満たした人が死亡したとき

〈短期要件と長期要件の特徴〉

	短期要件	長期要件
年金の支払	死亡した方が職員共済組合以外の実施機関の期間（民間企業に勤務していた期間など）を有している場合、職員共済組合がまとめて支払います。	死亡した方が職員共済組合以外の実施機関の被保険者期間を有している場合、それぞれの実施機関が支払います。
算定基礎期間	組合員（被保険者）期間が25年未満である場合、遺族厚生年金の算定期間を25年として計算します。	遺族厚生年金の算定期間を実際に加入した組合員（被保険者）期間で計算します。
給付乗率	定率によります。	死亡した方の生年月日に応じた経過措置があります。

（注）死亡した方が、支給要件の①、②、③（短期要件）のいずれかに該当し、かつ④（長期要件）にも該当するときは、申し出により、年金額が高い方の計算方法で決定します。

2 遺族の範囲について

- ① 配偶者と子（夫の場合は55歳以上、子の場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子、または障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の子に限り。）
- ② 父母（55歳以上に限り。）
- ③ 孫（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の孫、または障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の孫に限り。）
- ④ 祖父母（55歳以上に限り。）

（注1）死亡した方の死亡の当時、胎児であった子が出生した場合には、その子は、死亡した方の死亡の当時その方によって生計を維持していたものとみなされます。

（注2）配偶者については、届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

（注3）同順位者が2人以上いる場合には、その人数によって等分して支給することとされています。また、遺族が2人以上いる場合には、①から④の順序で遺族厚生年金を支給することとされており、次順位に該当する場合は受給権を得られません（例えば、死亡した方の配偶者と子に受給権がある場合、死亡した方の父母、孫および祖父母は受給権を得られません。）。

（注4）孫については、その親と生計を共にしている場合は、遺族に該当しません。

職員共済組合で貸付を行っています

職員共済組合

☎内 81-2361

☎ 504-2061

職員共済組合では、職員共済組合員の臨時の支出に対する貸付を行っています。職員共済組合の貸付は、借入時の連帯保証人・保証料・抵当権設定が不要であり、返済時の繰上償還手数料も不要です。

詳しくは職員共済組合へお問い合わせいただくか、配付済み又は庁内 WEB 及び全庁資料室に掲載している「福利厚生の手引き」をご覧ください。

貸付の概要

種 別		対 象	限 度 額	償 還 回 数	貸付利率 (変動利率) 令和4年11月1日現在
普通	自動車貸付	自己の用に供する自動車購入	200万円	120回以内	1.26%
	出産貸付	組合員又はその被扶養者の出産	20万円		
特別	医療貸付	組合員又はその被扶養者の保険のきかない医療	100万円	120回以内	1.26%
	入学貸付	組合員又はその被扶養者等の入学(高校以上)	200万円 (高校は30万円)		
	結婚貸付	組合員又はその被扶養者等の婚姻	200万円		
	葬祭貸付	組合員の配偶者、子又は父母等の葬祭	200万円		
	修学貸付	組合員又はその被扶養者等の修学(高校以上)	1か月につき15万円 (年度単位、修業年限以内)	150回以内	
住宅	新築、増改築、修理、購入、敷地の購入	組合員が居住する住宅の取得、又は改修等(ただし組合員期間1年以上)	1,800万円	360回以内	1.26%
	在宅介護対応住宅加算	要介護者に配慮した構造を有する住宅を取得する際に住宅貸付額に加算	300万円		1.00%
災害	災害家財貸付	組合員の家財に係る災害等による損害	200万円	360回以内	0.93%
	災害住宅貸付	組合員の住宅、敷地に係る災害による損害	1,800万円		
	災害再貸付	住宅又は災害住宅貸付を受けている組合員の住宅、敷地に係る災害による損害	1,900万円		

貸付金交付後の事後手続

職員共済組合

☎内81-2361

☎504-2061

職員共済組合から住宅資金等の借入れをされた方は、必ず期限内に事後確認のための書類を次のとおり提出してください。

貸付区分		提出書類(○印をしたもの)					提出期限	
		完了届 (決定時に 送付済)	土地の登 記事項証 明書 *1	建物の登 記事項証 明書 *1	住民票 *2	領収書 (写)		竣工検査 済証(写)
住宅 貸付	新築	○		○	○	○	貸付金 交付後 6か月以内	
	増改築	建築確認が必要なもの	○			○		○
		建築確認が不要なもの	○					○
	修理	○				○		
	土地の購入	○	○					
	土地付住宅の購入	○	○	○	○			
自動車購入		○	借受人名義の自動車検査証(写)				交付後 2か月以内	
結婚貸付		婚姻を証する書類(戸籍謄本等)					婚姻後 1か月以内	
入学・修学貸付		入学後又は進級年度の在学証明書(写)					入学後又は交付 後1か月以内	

*1 提出日前3か月以内に発行されたもの。コピー不可。

*2 個人番号(マイナンバー)の記載のないもので、提出日前3か月以内に発行されたもの。コピー不可。

〈住宅貸付を受けておられる方の注意事項〉

- 土地を購入するため貸付を受けた方は、貸付の時から5年以内に住宅の建築に着手しなければなりません。住宅を建築されたときは、直ちに住宅建築完了届及び建物の登記事項証明書、住民票を提出してください。
- 住宅貸付の借受人は、貸付金の償還が完了するまで当該貸付に係る不動産を他の者に貸付したり、譲渡したりすることはできません。
- 申請住所と現住所が異なるなど、貸付条件に違反する場合は即時償還となりますのでご注意ください。

1 住宅の取得等により、令和3年以前に入居又は増改築された方

住宅の新築、購入又は増改築のため職員共済組合から貸付を受け、令和3年以前に入居し定められた要件に該当する方は、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

なお、既に住宅借入金等特別控除を受け、最初の年に職員共済組合へ「交付願」を提出している方には、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を10月に送付しましたので年末調整にご使用ください。まだこの証明書が届いていない場合は、職員共済組合までご連絡ください。

2 住宅の取得等により、令和4年中に入居又は増改築された方

住宅の新築、購入又は増改築のため職員共済組合から貸付を受け、令和4年中に入居し定められた要件に該当する方は、税務署で確定申告をすることにより、住宅借入金等特別控除を受けることができます。この確定申告に必要な「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」は令和5年1月下旬から発行します。詳しくは「厚生だより令和5年1月1日号」に掲載します。

職員共済組合組合会議員の改選 について

組合会議員の任期満了（11月30日）に伴い、互選議員の選挙を行います。

この選挙は、まず選挙区ごとに組合員の中から代議員を選挙し、当選した代議員の中から更に互選議員を選挙する方法により行います。選挙の日程等は、次のとおりです。

1 代議員数等

選挙区		代議員数 (200人に1人)	互選議員数
第1区	一般部局（下記以外）	64人	7人
第2区	消防局	7人	1人
第3区	水道局及び広島市立病院機構	22人	2人

※ 上記代議員数は、10月1日現在です。

※ 代議員数は、選挙の公告のあった日における各選挙区の組合員数を200で除して確定します。

2 選挙日程等

(1) 選挙の公告 11月1日(火)

(2) 代議員候補の届出 11月8日(火) 午後5時締切

※ 立候補予定者は、選挙長（職員共済組合事務局長）に所定の用紙（職員共済組合事務局に用意しています。）で届け出てください。（推薦可）

※ 代議員の候補者が定数以内のときは当該候補者をもって当選人とし、(3)の代議員選挙は行いません。

(3) 代議員の選挙 11月18日(金)

(4) 互選議員の選挙 11月25日(金)

※ 各選挙区ごとに、代議員が自らの選挙区の互選議員を選挙します。

※ 互選議員の任期は2年間です。

職員定期健康診断を人間ドックで代用される職員のみなさまへ 職員定期健康診断個人票の提出 をお願いします

福利課

☎81-2365-2374-2375
☎504-2062

職員定期健康診断については、労働安全衛生法第66条及び広島市職員安全衛生管理規則第15条において、職員(労働者)は、事業者が行う健康診断を受けなければならないとされています。

例年人間ドックを受診しているにもかかわらず、職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出しなかったために、未受診者の扱いとなっている職員がいらっしゃいます。

人間ドックで代用される場合は、職員定期健康診断個人票の網掛け部分を事前に記入のうえ、

必ず職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出してください。

(受診当日に個人票を忘れた場合は、速やかに人間ドック受診機関に提出してください。)

なお、対象は市長事務部局、行政委員会(学校を除く)、消防局、公益的法人に派遣されている職員の方です。それ以外の方は、各事業主の庶務担当にお問い合わせください。

【職員定期健康診断個人票 (ピンク色)】

**療養中・経過観察中の疾病
がある人は、必ず該当する
番号を記入してください。**

記入した項目と関連のある
検査項目値が再検査の場合
は再検査対象外となります。

定期健康診断の 再検査を受けましょう

福利課

☎81-2365-2374-2375
☎504-2062

福利課から定期健康診断再検査受診の通知があった方は、次の場所で再検査を実施します。

ご自身の健康管理のため、速やかに受診してください(受診の際には、必ず再検査個人票をご持参ください)。

なお、再検査以外の検査はできませんので、お間違えのないよう、ご注意ください。

※健康に関する相談は、随時、福利課保健師(内線 2374-2375)がお受けしますのでご利用ください。

【本庁舎】 16階保健室 月曜日・水曜日・金曜日
9:00~11:30 13:30~15:00

※休診となる場合がありますので、指定日時で都合の悪い場合は事前に福利課にお問い合わせください。

【巡回会場】(11月)

巡回会場で成人男性の風しん抗体検査が受検できます(クーポン券持参)

実施日	再検査場所・受付時間	
25日 (金)	東区役所(5階講堂) 8:45~10:15	南環境事業所(2階医務室) 11:30~13:00
9日 (水)	佐伯区役所(6階601会議室) 11:00~12:30	南区役所(4階4-3会議室) 14:30~16:00
10日 (木)	安佐北環境事業所(2階医務室) 11:30~13:00	安佐北区役所(3階入札室) 14:30~16:00
11日 (金)	安佐南環境事業所(2階協議室) 11:30~13:00	安佐南区役所(3階第4会議室) 14:30~16:00
1日 (火)	下水道局管理部(地下大会議室) 8:45~10:15	西環境事業所(1階医務室) 11:30~13:00
17日 (木)	西区役所(4階研修室) 8:45~10:15	中環境事業所(2階医務室) 11:30~13:00
22日 (火)	安芸区役所(3階第1会議室) 8:45~10:15	安芸環境事業所(2階医務室) 11:30~13:00

・やむを得ず指定場所での受診が困難な場合は、最寄りの医療機関での受診結果を再検査結果に用いることも可能です。

(検査にかかる費用は自己負担となります。)

・医療機関で再検査を受診した場合、福利課から送付された個人票に結果を添付又は記入し、必ず福利課へご提出ください。

・対象は、市長事務部局、行政委員会(学校を除く)、消防局、公益的法人に派遣されている職員の方です。

公費負担医療費受給者証の写しを提出してください！

職員共済組合

☎①81-2373
☎504-2062

職員共済組合では、医療費の公費負担医療費受給者証をお持ちの方に、受給者証の写しを提出していただき、それに基づいて高額療養費・附加給付の支給及び「医療費のお知らせ」の発行を行っています。

受給対象者の方は、医療費受給者証の写しに

①所属、②職員番号、③氏名

を記入のうえ、職員共済組合までご提出ください。

(受給資格喪失の場合もご連絡ください。)

各自治体の対象年齢が拡大されています。再度確認をお願いします。

提出が必要な受給者証：○子ども医療費受給者証

○乳幼児等医療費受給者証

○重度障害者医療費受給者証

○ひとり親家庭医療費受給者証

○肝炎治療受給者証

子ども医療費受給者証	
公費負担者番号	
公費負担医療の受給者番号	
こども氏名・性別	
	生年月日 年 月 日
保護者住所	
	氏名
一部負担金(自己負担)限度額	通院
	入院
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関	広島県 広島市長
交付年月日	年 月 日

◎令和4年1月から、広島市にお住まいの方は、通院の補助対象年齢が小学3年生から小学6年生までに拡大されました！！

新たに補助対象となり、子ども医療受給者証を受け取られた場合や、変更後の新しい受給者証が送付されてきた場合は、写しの提出をお願いします。

ニコニコ(2525)過ぎそう！ 毎月25日はメンタルヘルス推進日 ^^

福利課

☎①81-2365-2374-2375
☎504-2062

毎月25日のメンタルヘルス推進日には、ご自身の心身の健康状態を振り返りつつ、セルフケアを心がけましょう。メンタルヘルス推進日には、庁内 LAN 掲示板等を通じて各種相談窓口等(本誌にも掲載)の情報発信を行います。

コラム

😊 ココロをラクにするコツ -To Do リストの活用- 😊

仕事が立て込んだ時に頭の中が一杯になり、パニックになった経験はありませんか？

こんなとき、To Do リストがオススメ！

今日やること、この1週間でやること等を書き出してみましょ。文字にして、“見える化”すると、頭の中が整理され、仕事のパフォーマンスが上がります。

仕事が終わるごとに消していくと達成感も味わえ、次の仕事にも意欲的に取り組みます。



(一財)広島市職員互助会特約店 JR西日本プロパティーズ株式会社

互助会会員
購入特典

プレディア舟入本町リバーテラス

売買価格(税込)の **0.5%割引** (諸費用に
充当)

PREDEAR

プレディア舟入本町リバーテラス

新発表

SPARKLES

舟入本町で、^{きらめ} 燦く。

プライベート性
の高い
1フロア3邸

全邸
リバービュー
RIVER VIEW

1LDK
(48.02㎡)
2LDK 3LDK
(60.75㎡) (68.65㎡)

紙屋町へ約 **1.7** km (直線距離)

「舟入本町」バス停 徒歩 **5** 分 (320m)

「舟入本町」電停 徒歩 **5** 分 (400m)

※掲載のモデル写真は現地4階相当から東方向の眺望(2022年8月撮影)と合成したもので実際とは異なります。※記載の距離は住宅地図を基に現地からの最短距離を計測したものです。
※徒歩での所要時間は、徒歩:80m/分で計算し、端数を切り上げた概算です。

プレディア舟入本町リバーテラス

資料請求受付中

予告広告

〈売主〉

JR西日本プロパティーズ

国土交通大臣免許(2)第9056号、(一社)不動産協会会員、
(一社)不動産流通経営協会会員、
(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟
中国支社:〒733-0036
広島県広島市西区鏡音新町一丁目20番24号リコーセンタービル4階
https://www.jrwp.co.jp/

〈販売代理〉

三井不動産リアルティ中国
MITSUI FUDOSAN REALTY CHUGOKU

国土交通大臣免許(7)第5169号、(一社)不動産流通経営協会会員、
(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟
〒730-0037
広島県広島市中区中町9番12号(中町三井ビル6階)
https://www.mf-realty.jp/chugoku/

〈販売代理〉

KCE inc. 株式会社 KCE

広島県知事免許(4)第93003号、
(公社)広島県宅地建物取引協議会会員
〒733-0002
広島県広島市西区樺木三丁目3番1号

■お問い合わせは「プレディア舟入本町リバーテラス」販売準備室

0120-159-373

◎営業時間/平日:午前10時~午後5時、土・日・祝:午前10時~午後6時 ◎定休日/火・水曜日

プレディア 舟入本町

【プレディア舟入本町リバーテラス 物件概要(予告)】所在地/広島市中区舟入本町20-1他(地番)交通/広島電鉄「舟入本町」バス停徒歩5分、広島電鉄「舟入本町」電停徒歩5分■総戸数/36戸■販売戸数/未定(本広告時掲載)■用途地域/商業地域■建ぺい率/80%■容積率/400%■敷地面積/547.90㎡■建築面積/279.86㎡■延床面積/2,566.27㎡■構造・規模/鉄筋コンクリート造 地上13階建■建築確認番号/第ERI-22017888号(2022年7月20日付)■分譲後の権利形態/敷地は共有、建物は区分所有■間取り/1LDK~3LDK■専有面積/48.02㎡~68.65㎡■バルコニー面積/9.36㎡~11.88㎡■サービスバルコニー面積/3.23㎡~3.38㎡■フリースペース面積/1.79㎡~5.27㎡■販売価格/未定■管理費(月額)/未定■修繕積立金(月額)/未定■管理準備金(引渡時一括)/未定■修繕積立金(引渡時一括)/未定■駐車場/総戸数36戸に対して24台(平置2台・機械式22台)(月額使用料:未定)■自転車置場/総戸数36戸に対して65台(月額使用料:未定)■バイク置場/総戸数36戸に対してバイク置場7台(バイク置場2台、ミニバイク置場5台)(月額使用料:未定)■管理形態/区分所有者全員により管理組合を結成し、管理会社に委託■管理会社/JR西日本住宅サービス株式会社■管理員の勤務形態/通勤■施工/山陽工業株式会社■建物竣工時期/2024年1月下旬■入居時期/2024年3月中旬 ※広告有効期限/2022年11月末日 ※プレディア舟入本町リバーテラス公式ホームページ(https://www.predear.com/pj/funairihonmachi/)にて本広告を行う場合があります。予めご了承ください。

本広告を行い、取引を開始するまでは、契約または予約の申込、並びに申込の順位の確保には応じられません。予めご了承ください。
(販売開始予定時期2022年12月中旬)



笑顔でヘルシーダイヤル 共市

「急病」の時や「今すぐ相談したい」時、年中無休で 24 時間対応の電話健康相談(通話料無料)をご利用ください。専門のスタッフが即時相談に応じます。(携帯電話からの相談も可能です)

【職員共済組合員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「職員共済組合員」又は「職員共済組合員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-003

【上記以外の広島市職員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「広島市職員」又は「広島市職員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-922

障害者である職員の合理的配慮についての相談 市

障害者である職員の合理的配慮についての相談を人事課で受け付けています。

【電話番号】

082-504-2050(内線 2395)

【電子メールアドレス(専用)】

hairyo-soudan@city.hiroshima.lg.jp

【相談方法】電話、電子メール、面接等

ハラスメントに関する相談 市

働きやすい職場環境を実現するためには、勇気を出して相談するなど行動することが大切です。

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」についての相談・苦情を受け付けています。

各局・区等に相談員を配置しています(全庁資料室参照)。次の相談員に相談することもできます。

【男性相談員(人事課サービス監視担当課長)】

m-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2049(直通)又は内線 2319

【女性相談員(福利課職員健康管理担当課長)】

f-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2059(直通)又は内線 2370

【男性相談員(人事課長)】

504-2048(直通)又は 2310

〈プライバシーは守られます〉

健康相談室 共市

☎240-2425【直通】

「職場の人間関係が上手くいかない」「家庭の悩み事で仕事に集中できない」などの悩みについて、相談員が親身になって相談にのります。

本人、家族、同僚などなたからの相談でも結構です。ご希望に応じて、カウンセラーとの対面相談の日時を決定します。

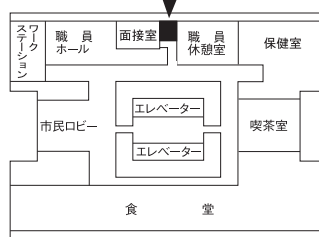
【相談受付】

月～金曜日

午前 10 時～午後 3 時 30 分

(相談は午後 4 時までで行います。時間外は留守番電話になっています。)

本庁舎16階健康相談室



ヒーリングCD貸出のお知らせ

リラクゼーション効果のあるCDを本庁舎16階健康相談室で貸し出しています。まず、電話で在庫の確認と予約をお願いします。

健康相談 市

産業医・保健師が、心と体の健康相談を行っています。

【産業医】

504-2679(直通)又は内線 2378

504-2681(直通)又は内線 2376

504-2682(直通)又は内線 2368

【保健師】

504-2062(直通)

又は内線 2365・2374・2375

●相談内容によっては面接相談を行います。

●禁煙相談も可能ですので、是非、ご相談ください。あわせて福利課 HP「職員の禁煙の推進について」もご覧ください。

*☎…広島市職員共済組合員が利用できます

*☎…広島市職員が利用できます

〈プライバシーは守られます〉

なやみごと相談 市

☎223-7470【直通】

専門のカウンセラーによる、なやみごと相談を行っています。家庭の悩みごとや職場の人間関係、ハラスメントなど、こころの健康問題について相談やカウンセリングを行います。

【相談予約】

月～金曜日

(祝日、お盆及び年末年始を除く。)

午前 10 時～午後 4 時 30 分

【相談時間】

午前 10 時～午後 8 時(1 回 50 分)

(土日祝日も含む毎日)

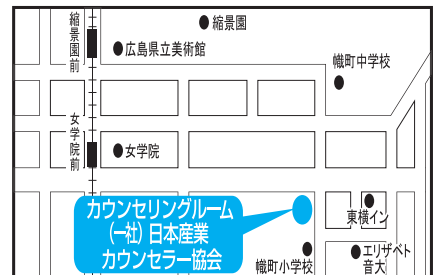
【相談方法】

あらかじめ、相談日時を電話で予約し、相談場所で面接の方法により行います。電話予約の際は、必ず「広島市の職員又は家族」で、「なやみごとの相談の予約」であることを教えてください。

【相談場所】

中区幟町 3-1 第三山県ビル 5 階

(一社)日本産業カウンセラー協会



仕事と家庭生活の両立支援相談窓口 市

☎504-2887【直通】

仕事と家庭生活(育児や介護等)との両立について、相談員(保健師)が相談をお受けします。

ご家族からの相談、匿名での相談も可能です。

【相談方法】

電話、e-mail、面談(要予約)でご相談ください。

【電子メールアドレス(専用)】

ryouritsu@city.hiroshima.lg.jp

【相談時間】

午前 9 時 15 分～午後 4 時

●相談内容は、原則、相談員以外に伝わることはありません。(秘密厳守)

広響定期演奏会今後の募集予定

募集時期	日時・場所	内容	募集人員	負担金
厚生だより 12月号	令和5年1月20日(金) 18:45開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第427回広島交響楽団定期演奏会 ～プロ改組50周年記念定期～ 【指揮】下野竜也 【青ひげ】宮本益光 【コディット】石橋栄実 【語り】山岸玲音 【曲目】コダーイ：組曲「ハーリ・ヤーノシュ」作品15 バルトーク：歌劇「青ひげ公の城」作品11/Sz.48(演奏会形式原語上演・字幕入り)	28人	S席 2,700円
厚生だより 1月号	令和5年2月23日(木・祝) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第428回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】秋山和慶 【ピアノ】三浦謙司 【曲目】ラフマニノフ(生誕150年)：ピアノ協奏曲第3番ニ短調作品30 ラフマニノフ：交響曲第3番イ短調作品44	28人	A席 2,400円
厚生だより 2月号	令和5年3月4日(土) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第429回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】鈴木雅明 【曲目】モーツァルト：歌劇「ドン・ジョヴァンニ」K.527序曲 モーツァルト：交響曲第29番イ長調K.201(186a) チャイコフスキー：交響曲第6番ロ短調作品74「悲愴」	28人	B席 2,200円

2022



November

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4 Ⓞ 12月分コテージ湯の山利用抽選	5
6	7 Ⓞ 11月分普通・特別貸付申込締切	8	9	10 Ⓞ 各種給付金締切 Ⓞ 10月分各種給付金支払 Ⓞ 貸付金繰上償還申込締切	11	12
13	14	15 Ⓞ 財形貯蓄11月分払戻請求締切	16	17	18	19
20	21 Ⓞ 12月分住宅貸付申込締切 Ⓞ 11月分育児・介護休業手当金請求締切	22	23	24 Ⓞ 貸付金繰上償還振込期限	25 Ⓞ 10月分育児・介護休業手当金支払日 Ⓞ 12月分産前産後休業掛金免除申出締切	26
27	28	29	30 Ⓞ 財形支払 Ⓞ 11月分普通・特別、10月分住宅貸付日 Ⓞ 1月分コテージ湯の山利用抽選申込期限			

Ⓜ 互助会 Ⓞ 職員共済組合 Ⓞ 福利課

月例受付

※事務局へのご連絡の際には、ダイヤルイン又は本庁内線電話番号をご利用ください。
締切・振込日が土・日・休日に重なった場合は変更になります。

互助会		職員共済組合		福利課	
ダイヤルイン 504-2063 (福利係)		ダイヤルイン 504-2061 (庶務係) 本庁内線 2361・2362		ダイヤルイン 504-2062 (保健医療係)	
給付 (本庁内線2358)	締切 20日 支払 翌月20日	普通貸付	締切 5日	各種給付金 (本庁内線2371~2373)	締切 10日 支払 翌月10日
火災共済(加入) (本庁内線2355・6)	加入申込 随時 (加入日は翌月1日)	特別貸付	貸付 末日	コテージ湯の山 (本庁内線2372)	抽選申込締切は利用月の前々月末日 利用月の前月5日抽選・決定 抽選日以後、先着順受付
ダイヤルイン 504-2060又は本庁内線2357		住宅貸付	締切 20日 貸付 翌月末日	配布部数の変更について	
財形払戻 (解約・一部払出)	締切 15日 支払 末日	貸付金繰上償還 (一部返済・全額返済)	受付 10日まで 振込 23日まで 一部返済 (1万円単位) 住宅貸付 50万円以上 普通・特別貸付 30万円以上	全庁フォルダ内のファイルを直接修正できない所属においては次の番号へ必要部数をお知らせください。 福利課厚生係 (互助会管理係) 082-504-2060 (内線81-2357) 配布部数の変更は毎月10日までにお知らせください	
財形積立 (中断・再開)	締切 15日 翌月給与より	育児・介護休業手当金	締切 20日 支払 翌月25日		

※ 「市立病院機構」職員の財形貯蓄に関する手続きは、

[市立病院機構本部事務局経営管理課 ダイヤルイン 569-7816](tel:082-569-7816) まで!!